

公告第 213 号

次のとおり情報提供依頼（R F I）を実施する。

令和 8 年 8 月 10 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 依頼内容概要

- 1 業 務 名 郡山市障がい者自立支援システム標準化・共通化に係る情報提供依頼（R F I）
- 2 業務内容 郡山市障がい者自立支援システム標準化・共通化に係る情報提供依頼（R F I）実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりに

第 2 実施要領及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトーさがすー組織でさがすー保健福祉部ー障がい福祉課

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/>

第 3 情報提供手続に関する日程等

参加表明締切	令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時まで
実施要領等についての質問受付期間	参加表明を受理してから令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時まで
質問回答期限	令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 5 時まで
回答書受付期限	令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時まで

第 4 情報提供方法

本情報提供参加資格を有する者につき、電子メールにおいて回答書を提出するものとする。

第 5 情報提供先

メールアドレス shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp

第 6 本情報提供に参加する者に必要な資格

本情報提供依頼（R F I）に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本公告の日の 2 年前から回答書受付期限までの間に、郡山市障がい者自立支援システムと同種かつ規模がほぼ同程度の契約を国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関から 2 回以上にわたり受注し、履行した（複数年にわたる契約で履行中の場合は 1 年以上の部分完了も含む。）実績があること。

第 7 実施要領等に対する質疑応答

- 1 実施要領等に対する質問がある場合は、質問受付期間内に質問票（任意様式）を郡山市保健福祉部障がい福祉課宛て電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。
郡山市保健福祉部障がい福祉課
メールアドレス shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp
電話番号 024-924-2381
- 2 質問に対する回答は、質問者を伏せて全 R F I 参加事業者に、令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 5 時までに電子メールにより周知する。

第 8 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市保健福祉部障がい福祉課
電話番号 024-924-2381
メールアドレス shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp

第 9 次のいずれかに該当した場合は、その者の質問及び回答を受理しない。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 その他、質問回答に当たり不誠実な行為があった場合

第 10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- 2 本情報提供依頼（R F I）に参加するために要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、参加申込者に無断で本件以外の目的に使用しない。
- 5 その他必要な事項は実施要領による。
- 6 その他不明な点については、郡山市保健福祉部障がい福祉課（電話 024-924-2381）まで問い合わせること。